

GREEN ENERGY NEWS



.....目次.....

メイン・トピック **東北電力への公開質問:「新エネルギー」購入条件を問う**(代表 飯田哲也)

トピック2 新エネ利用特措法検証委員会開催、法施行に伴う問題点を共有(畑直之)

トピック3 市民参加型エネルギー政策の意義 環境自治体会議に参加して(國田薫)

トピック4 GEN総会&シンポジウムを開催しました

《メイン・トピック》

東北電力への公開質問:「新エネルギー」購入条件を問う

(GEN代表 飯田哲也)

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法)が施行されてから、一般電気事業者による「新エネルギー」購入条件が公表されている。その中で、東北電力では、従来からの「入札」に加えて、「抽選」という購入条件を示し、去る5月20日に募集を行った結果、今後3年間の10000kWの「枠」に対して、42件、58,350kWもの応募が殺到し、「10月頃を目途に連系候補者を決定する」ことになっている。しかしこれは、新エネ利用特措法の根幹に関わる重大な問題を孕んでいる。

東北電力が3月7日に実施した「平成15年度風力発電プロジェクトの募集および系統連系に関する事前説明会」では、(1)2,000kW以上の風力発電プロジェクトについては、「電気」と「新エネルギー等電気相当量」をパッケージで東北電力に販売するプロジェクトを対象として入札し、(2)2,000kW未満については、「平成15年度から17年度までに受給を開始する事業を対象に、抽選により1万kWを募集すること」としている。

ここで、(1)については、「平成13年度から3カ年で30万kW程度を入札により募集するという公約に対して、過去2回の入札で21万kW程度の受入れが確定しているため、残り9万kWを募集するとしており、また「新エネルギー等電気相当量」も合わせて購入することから、量の設定および入札を行うことは、一定の理解は出来る。

他方、(2)については、新エネ利用特措法の根幹に関わる2つの重大な問題がある。第1に、「抽選により1万kWを募集する」としているが、東北電力が「新エネルギー等電気相当量」を購入しない風力発電に対して、購入量を制約することに正当性はない。同日に公表された東北電力の文書では、「風力発電については、系統への影響を勘案しながら受入れを行う必要があることから、原則として、随時受入れは行わず、受入れ量を示して募集いたします」とされているが、これでは何の説明にもなっていない。「系統への影響」のうち、電圧変動などの局所的な影響は系統連系ガイドラインにより担保されるはずであり、

系統全体におよぶ周波数変動については東京電力の系統と連動している東北電力の検討には、少なくとも当面の影響は考えられないはずである。同じように導入制約を設けて抽選を行った北海道電力は、少なくとも形式的には「技術的理由」を示しており、東北電力とはまったく事情が異なる(ただしGENとしては、北海道電力の導入制約にも問題があると考えている)。

第2に、2,000kW未満というプロジェクトの規模に制約を設けることの問題である。これも、東北電力が「新エネルギー等電気相当量」を購入しない場合には、こうしたプロジェクト規模の制約を設けることはナンセンスであり、東北電力は系統連系協議により可能とされる規模を受け入れる必要がある。

新エネ利用特措法は、欧米などで導入されているRPS制度を参考に制度設計されたものであり、電気事業者にとっては経済的負担を平準化できる。とくに「電気」のみを購入するプロジェクトについては、現状では、いわゆる「焚き減らし」効果にもとづいて最小費用で見積もっているため、本来的に東北電力の負担はない。

それにもかかわらず、「電気」のみを購入するプロジェクトに対して東北電力が導入制約を設け、抽選を行うことは、自然エネルギーの導入を著しく阻害するだけでなく、新制度の根幹を歪めることになる。

以上の問題意識に添って、GENとしては東北電力を含めた全電力会社に対して公開質問を行った。 回 答などについては追ってご報告する予定。

【資料】 GEN からの公開質問状（要旨） 2003 年 7 月 4 日

●全電力会社共通

・「電気のみ価格」の算定根拠が一切説明されていないのは、自然エネルギーの普及の公益性の高さ、市場の透明性などを考えると、社会的な説明責任に著しく欠ける。算定根拠の開示をお願いしたい。

●北海道電力への追加質問

- ・「25 万 kW の制限」に関して
 - 北海道電力の風力の潜在量を鑑みると、第三者が検討可能となるように、25 万 kW の系統容量制限に関する詳細な報告書の開示をお願いしたい。
 - すでに「25 万 kW の制限」が公表された時点で、北海道電力では 10 万 kW 程度の風力発電が運転していた。制限量の 40%にあたる量のこれら発電による系統への影響について、上記の説明資料により検証可能なかどうか、説明していただきたい。
 - 今年 4 月 16 日に実施された抽選では、抽選方法と抽選者関双方に、不公平な対応が見られたとして、風力発電事業者協会からも批判書が公表されている。これらの経緯について説明を求める。

●東北電力への追加質問

・2,000kW 未満の風力発電に対して、電気部分しか購入しないという条件の下で 10,000kW という枠を設け、抽選を 5 月 20 日に実施しているが、このように「規模を限定し、枠を設け、抽選を行うこと」を担保する理由とその根拠を明らかにされたい。

<トピック 2 >

新エネ利用特措法検証委員会開催、法施行に伴う問題点を共有（5/14）

前号のニュースレターでお知らせした通り、GEN は 5 月 14 日に「新エネ利用特措法検証委員会」の第 1 回会合を開催しました。議事内容についてご報告します。

委員会の趣旨は、自然エネルギーの促進に関する法制度として「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（新エネ利用特措法）」の施行に伴い様々な問題が指摘されているため、同法の検証を中心に、電力会社の動きなども交えつつ、自然エネルギー促進政策の動きを全体的に論点整理する場というものです。

第 1 回会合は、自然エネルギー関係事業者・電力会社・地方自治体・国会議員・省庁・環境 NGO など約 50 名が参加しました。

まず、資源エネルギー庁から新エネ利用特措法施行後の状況について、GEN の飯田代表から状況を共有すべき論点について、それぞれ説明がありました。その後、多くのセクターから最新の情報提供をして頂きました。まず東京電力から、法施行を受けた新しい購入メニューや廃棄物発電のバイオマス成分の評価について報告がありました。続いて、グリーン電力基金の状況、仲介事業やグリーン電力証書との関係について、証書・仲介事業者などから報告を受

【関連】 7 月 11 日第一回「系統連系研究会」を開催します

5 月 14 日の新エネ利用特措法検証委員会で「系統連系研究会」の設置が決まりました。技術専門家・電力会社などに参加をお願いする小規模で専門的・技術的な会議です。第 1 回は 7 月 11 日の開催を予定しており、系統連系に関する技術的及び制度的な課題などについて検討する予定です。結果はホームページ・ニュースレターなどでご報告致します。

日時：7 月 11 日（金）15:00～17:00 東京ウイメンズプラザ 第二会議室 B
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山

1. 系統連系に関する技術的な課題
2. 系統連系に関する制度的な課題（経済的負担など）
3. 北海道電力の系統制約について
4. その他



けました。次いで、風力発電事業者から各電力会社の購入メニュー・北海道電力の抽選・系統連系問題について報告があり、系統連系については電力会社からコメントをもらいました。関連して、北海道と青森で市民風車に取り組んでいる NGO から報告を受けました。続いて地熱事業者から実質的に新エネ利用特措法の対象外となっている状況について報告がありました。地方自治体からは、風力発電に取り組む町からの報告と、岩手県の新エネ・省エネ条例、長野県の温暖化県民計画のご紹介がありました。最後に電力会社による太陽光パネル設置者への「同意書」の件に関して、GEN から 3 月 28 日に出した緊急申し入れについて説明し、エネ庁・電力会社からコメントをもらいました。

また、自然エネルギー促進議員連盟からは木村仁参議院議員（自民）・金田誠一衆議院議員（民主）が出席され（他に秘書の代理出席あり）、新エネ利用特措法は施行されたが課題は多く自然エネルギー促進により効果のある制度にしていく必要がある、などと述べました。

法施行に伴う問題点の共有をはかるという今回の会合の狙いは概ね達せられたと思います。何よりも、このテーマで各セクターからこれだけの関係者が集まる場を設定できるのは GEN だけであり、新エネ利用特措法は施行されたとはいえ、まだまだ GEN の活動の意義は大きいと感じました。（畑）

次回は秋口の開催を予定し、系統連系に関するワーキング・グループも設置します（前頁参照）。（新エネ利用特措法検証委員会の当日配布資料・議事録（近日掲載予定）は、GEN ホームページに掲載しておりますので、どうぞご覧下さい。）

<トピック3>

市民参加型エネルギー政策の意義 環境自治体会議に参加して

5 月 28 日～30 日まで、世界遺産にも指定されている屋久島で、「第 11 回環境自治体会議」が開催されました。今回、私は GEN から派遣され、事務局として会議の事前準備からお手伝いしてきました。

この会議は、まちづくりのあり方を地球環境の持続可能性といった視点から検討するという意識を持った自治体（現在、75 の自治体が加盟）を中心に、1992 年からほぼ毎年、年に一度、開催されています。今回は台風の影響にもかかわらず、自治体関係者、NGO、環境問題に取り組んでいる研究者、住民など約 470 人の参加者が、10 の分科会を通し、エネルギー問題、循環型社会、水問題など、自治体の課題について議論しました。

が多いのが現場の実情です。しかし、本当に持続可能な社会を実現させるためには、私達一人一人が考え、行動し始めなければなりません。エネルギー政策作りに参加することはその第一歩だと感じました。

また、今回の会議で印象に残ったのが、屋久島の方の「屋久島はモルモットではないのです。屋久島の成功例は全てじゃない。」という言葉です。確かに、水力発電でエネルギーを供給し、物質の完全循環を目指す屋久島は特殊な事例だと思います。様々な成功例は参考になりますが、それが全てではなく、自分達の町やエネルギーのことは、自ら考え、選択することが大切だと思いました。

（國田薫：京都大学大学院地球環境学舎修士。2002 年 12 月より環境エネルギー政策研究所でインターン中）

なかでも、エネルギー問題を扱う分科会では、新エネルギービジョンを策定している自治体においてどのようなエネルギー政策が実施されているのか、また、脱温暖化のためにはどのようなエネルギー政策が必要かについての意見が交わされました。話題提供者として、実際に実務に携わっている自治体職員や、NGO が参加し、現場での問題点を指摘することで、白熱した分科会となりました。



長野県飯田市の太陽光発電を設置するまでの過程や、福岡県大木町の環境教育を通じた省エネ促進プログラムなど、各自自治体がそれぞれ取り入れやすい方法で、エネルギー政策を進めている例が紹介されました。「正しい答え」というものはなく、そこに住んでいる人々が取り組み易いことを確実に実行していくことこそ、重要なことだと感じました。

参照：環境自治体会議ホームページ
<<http://www.colgei.org/>>

とかく、エネルギー政策は役所任せで、役所も政策(エネルギービジョン)を作ることに満足し、それを有効に活用することまでは考えていないことの方

<トピック4>

5月14日総会&ヘルマン・シェア氏講演会を開催しました

2002年度総会は5月14日午後6時から開催し、議案は全て(第1号議案:2002年度活動報告、第2号議案:2002年度決算、第3号議案:2003年度活動方針、第4号議案:2003年度予算、第5号議案:2003年度運営委員の選出)可決されました。総会に引き続いて行われたヘルマン・シェア氏(ドイツ連邦議会議員、ドイツの自然エネルギー促進法成立の立役者・写真右/同左は飯田代表)の講演会には、会員を含めて約100名程度にお集まり頂き、質疑応答なども活発に行われました。



今年度 GEN は以下の方針に従って活動していきます。(決算報告については同封の別紙をご参照ください。)

基本的な考え方

本年4月の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の施行により、いわゆる「ドイツ型の固定価格買取制」は達成できなかったものの、運動としては一定の成果はあった。

- ・「自然エネルギー促進法」に関わる世論、自治体、政治的議論の喚起
- ・国内外のネットワーク、とりわけ政治(議員連名)とのネットワーク
- ・審議会等への多少なりとも市民参加
- ・「3年後の検証」に向けて、新エネルギー特措法の施行状況や課題の検証など、GENの果たすべき役割と期待は大きい。
- ・ただし、従来のような法案制定に向けたロビーイングや円卓会議等の活動ではなく、「3年後の検証」に焦点を絞った活動となる。

2003年度の具体的な活動方針

- 1) 地球温暖化防止および自然エネルギー促進のための個人・団体をネットワークし、市民セクターの中での自然エネルギー促進に関する政策提言機関として活動する

- 2) 新たに施行される「新エネルギー特措法」検証のための委員会を立ち上げ、自然エネルギー促進の効果や新市場の機能など、3年後の見直しに向けた検証を開始する。
- 3) 「新エネルギー特措法」施行の過程で最大の課題とされた、自然エネルギーの系統連系について研究会を発足し、電力自由化の進展と調和する系統連系ルールを検討する
- 4) 「新エネルギー特措法」など急速に変化しつつある自然エネルギー普及施策に関して、地方自治体や市民に向けた普及啓発を目的とする、セミナーやシンポジウムを開催する
- 5) RPS制度など、海外の自然エネルギー政策に関する調査、及び勉強会を実施する
- 8) 超党派の国会議員「自然エネルギー促進議員連倉敷盟」への助言および交流を行う
- 9) 国内外の自然エネルギー政策に関わるレポートを出版。とくに今年度は、これまでの制度研究の成果を集大成する報告を作成する。
- 10) 国内外の自然エネルギー政策に関わるニュースレターを発行する
- 11) その他、当ネットワークの活動目的・主旨に添った活動を実施する

会員期限は会費納入日から1年間です
(会費期限はニュースレターを送付した封筒の宛名の下に記載されています)

郵便振替 :口座番号 00140-5-120437
口座名義 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
(個人会員 4000円 / 団体会員・協賛会員 10000円)

編集後記

総会の出欠はがきの返信にご協力いただきましてありがとうございました。通信欄に記載されていた全国各地からの叱咤激励のメッセージをしっかりと受け止め、今年度も皆様とともに頑張っていきたいと思っております。(ささもも)

決算を含め議事内容に疑問がある方はお気軽に事務局までお問合せください。

Green Energy News vol.18 (2003/ 7/ 4)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4F
TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL:<http://www.jca.org/~gen/>

当ニュースレターはGENの会員の皆様に隔月でお送りしています。GENでは活動をサポートしてくれる会員を募集しています。